

児童手当の制度が変わります

～10月31日（木）までに申請をお願いします～

問 こども課 こども家庭センター係 ☎ 92-7968

令和6年10月分（令和6年12月支給分）から児童手当制度の一部が変更になります。これに伴い、認定請求等の手続きが必要となる方は申請をお願いします。

【主な変更点】

- 高校生年代（18歳年度末）まで支給拡大
- 所得制限が撤廃され平成18年4月2日以降に生まれた子を養育している父母等が全員受給可能
- 第3子以降の支給月額が3万円に拡充
- 第3子加算の数が変わり22歳到達後の最初の年度末までの監護する子から数えて3番目以降の児童の手当てに第3子加算
- 支給月が4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回に増加

現在の支給月額		変更後の支給月額	
0～2歳	1万5000円	0～2歳	1万5000円
3歳～小学生	1万円 第3子以降 1万5000円	3歳～小学生	1万円 第3子以降3万円
中学生	1万円	中学生	1万円
高校生年代	なし	高校生年代	1万円
	所得制限あり		所得制限なし

【申請が必要な人】

- ①高校生年代のみの児童を養育している人や所得制限により、現在児童手当や特例給付を受給していない人
※受給者は父母のうち所得の高い方となります。
- ②現在児童手当を受給しており、大学生年代の子を含めて3人以上養育している方

【提出期限】 令和6年10月31日（木）

【提出先】 基山町こども課こども家庭センター係

犬のしつけとマナー教室を開催します

問 申 まちづくり課 環境対策室 生活環境係 ☎ 92-7941

犬のしつけとは、犬が人間社会で生活するために必要最低限のルールを教えることです。

ルールを学び、守ることは苦情やトラブルを防ぐことにもつながります。犬が好きな人、苦手な人、だれもが快適に暮らせるよう、犬のしつけとマナーについて、飼い犬と一緒に学ぶ体験教室を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

▽日時 令和6年10月20日（日） 午前9時30分～11時30分 ※雨天決行

▽場所 基山町保健センター西側

▽内容 ①講話（犬を飼うための心得、しつけ方）

②実技（犬への接し方、散歩の仕方など）

※②の実技は飼い犬との参加になります。ドッグフード等のおやつをご持参ください。

▽対象 基山町への登録及び狂犬病予防接種が済んでいる飼い犬とその飼い主

▽講師 ドッグトレーナー 吉田 博幸 氏

▽定員 10組程度（先着順）

▽申込締切 10月16日（水）

21 広報きやま 令和6年10月号

受講料無料！

